○三豊市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱

令和7年9月30日
告示第286号

（趣旨）

第1条　この告示は、三豊市犯罪被害者等支援条例（令和7年三豊市条例第2号。以下「条例」という。）第8条及び第10条の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた経済的負担の軽減及び居住の安定を図るため、予算の範囲内において、三豊市犯罪被害者等転居費用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　犯罪行為　条例第2条第1号に規定する犯罪等のうち、人の生命、身体又は自由を害する罪に当たる行為をいう（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2)　犯罪被害者　犯罪等により害を被った者をいう。

(3)　遺族　犯罪被害者が被害を受けたときに、次のいずれかに該当する者で犯罪被害者と同居していたものをいう。

ア　犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者と三豊市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和元年三豊市告示第106号。以下「パートナーシップ要綱」という。）第2条第2号に規定するパートナーシップの関係にあり、パートナーシップ要綱第6条の規定によるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた者を含む。）

イ　犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（犯罪被害者とパートナーシップ要綱第2条第3号に規定するファミリーシップの関係にあり、証明書の交付を受けた者を含む。）

(4)　市民　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき作成された三豊市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでのいずれかに該当する者であって、やむを得ない事情により市の住民基本台帳に記録されずに市の区域内に居住しているもの

ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者

イ　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第4項に規定するストーカー行為に係る被害を受けた者

ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた者

エ　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待を受けた者

オ　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待を受けた者

カ　アからオまでに掲げるもののほか、市の住民基本台帳に記録することによって、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

（交付対象の犯罪行為）

第3条　交付対象の犯罪行為は、次に掲げる犯罪行為とする。

(1)　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為

(2)　次のア又はイに該当する犯罪行為

ア　別表に掲げる罪に該当する犯罪行為

イ　その他助成金を交付することが特に必要であると市長が認める犯罪行為

(3)　犯罪被害者又は遺族が警察に被害届等を提出し、かつ、市が当該事実が警察等の関係機関へ照会すること等により当該事実を確認することができる犯罪行為

（交付対象者）

第4条　助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、被害を受けた当時において、市の区域内に住居を有し、次の各号のいずれかに該当する犯罪被害者又は遺族とする。

(1)　転居前の住居又はその付近において当該犯罪行為による被害を受けたため、当該住所に居住し続けることが困難となった者

(2)　二次被害又は再被害を受けた若しくは受けるおそれがあるため、転居前の住居に居住し続けることが困難となった者

(3)　犯罪行為による傷害又は後遺障害、家族構成員の死亡等により、転居前の住居に居住し続けることが困難となった者

2　同一の事案について、同居の親族に交付対象者が複数いる場合において、その1人に対してなされた助成金の交付は、同居の交付対象者全員に対してなされたものとみなす。

（助成金の額）

第5条　助成金の額は、交付対象者の転居に係る次に掲げる費用の合計額とし、その上限は20万円とする。
(1)　家財等の運送に要した費用
(2)　荷造り等のサービス(当該運送事業者が行ったものに限る。)に要した費用
(3)　その他市長が認める費用
2　同一の事案について助成金の交付の対象となる転居は1回とする。
(交付申請)
第6条　助成金の交付を受けようとする者は、三豊市犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書(様式第1号)に犯罪被害に関する申立書(様式第2号)及び次に掲げる交付の申請をする者(以下「申請者」という。)の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、三豊市犯罪被害者等生活支援金の給付を受けた者が交付の申請をする場合は、犯罪被害に関する申立書の提出を省略することができる。
(1)　犯罪被害者　次のアからオまでに掲げる書類(ア及びエの書類は、市が保有する個人情報を利用することについて申請者が同意し、市がこれらを確認できる場合は省略することができる。)
ア　犯罪被害者が犯罪行為による被害を受けた当時において、市民であったことを確認することができる書類
イ　別表16の項に規定する犯罪行為により被害を受けた者の場合は、負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書その他これに類する書類
ウ　転居に際して当該運送業者等が作成した見積書(その内訳書を含む。)及び領収書
エ　転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類
オ　その他市長が必要と認める書類
(2)　遺族　次のアからカまでに掲げる書類(アからウまで及びオの書類は、市が保有する個人情報を利用することについて申請者が同意し、市がこれらを確認できる場合は省略することができる。)
ア　犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時において、申請者が市民であったこと及び犯罪被害者と同居していたことを確認することができる書類
イ　犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類の写し
ウ　申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類
エ　転居に際して当該運送業者等が作成した見積書(その内訳書を含む。)及び領収書
オ　転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類
カ　その他市長が必要と認める書類
2　交付対象者がやむを得ない事情により当該助成金の申請をすることができない場合は、次の各号のいずれかに該当する者が当該交付対象者に代わって申請することができる。
(1)　法定代理人
(2)　現に交付対象者と同居している親族
(3)　現に交付対象者の身の回りの世話をしている者等で市長が認めるもの
(助成制限)
第7条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる。
(1)　犯罪被害者又は遺族が他の公的な機関から転居費用に係る当該助成金と同種の助成金等の給付を受けている場合
(2)　当該犯罪行為による被害を受けた当時において、犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ若しくはファミリーシップの関係にあった者を含む。)があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者で交付対象者に該当する場合は、この限りでない。
(3)　犯罪被害者又は遺族が当該犯罪行為を誘発した場合その他の当該犯罪行為による被害につき、犯罪被害者又は遺族に、その責めに帰すべき行為があった場合
(4)　前3号に掲げるもののほか、助成金を交付することが社会通念上適切でないと市長が認める場合
2　市長は、犯罪被害者又は遺族が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しない。
(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
(3)　暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると市長が認める者
(交付申請の期限)
第8条　第6条の規定による申請は、交付対象者が当該犯罪行為による被害を知った日から1年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。
(交付決定等)
第9条　市長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、助成金の交付の適否を決定し、三豊市犯罪被害者等転居費用助成金交付可否決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、その内容を審査するとともに必要に応じて関係機関への照会等を行うものとする。
2　助成金の交付を決定したときは、その申請者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）
第10条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。
(1)　当該助成金の交付を受ける資格がないと判明した場合
(2)　偽りその他不正の手段により当該助成金の交付の決定を受けた場合
(3)　前2号に掲げるもののほか、当該助成金の交付の決定を取り消すことが適当であると市長が認める場合
（助成金の返還）
第11条　市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付している場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
（その他）
第12条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この告示は、令和7年10月1日から施行する。
別表（第3条関係）

1	殺人罪（刑法第199条。未遂を含む。）
2	強盗致死傷罪（刑法第240条。未遂を含む。）
3	強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第241条。同条第3項の未遂を含む。）
4	不同意性交等罪（刑法第177条）
5	不同意わいせつ罪（刑法第176条）
6	監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（刑法第179条）
7	不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第181条）
8	未成年略取及び誘拐罪（刑法第224条）
9	営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条）
10	身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2）
11	所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条）
12	人身売買罪（刑法第226条の2）
13	逮捕及び監禁罪（刑法第220条）
14	逮捕等致死傷罪（刑法第221条）
15	傷害致死罪（刑法第205条）
16	傷害罪（刑法第204条）のうち、被害者が全治1箇月以上の傷害を負ったもの

様式第1号(第6条関係)

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）三豊市長

三豊市犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号

犯罪被害者との続柄（　　）

三豊市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱第６条の規定により、必要書類を添えて次のとおり三豊市犯罪被害者等転居費用助成金の交付を申請します。

なお、三豊市犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱の規定を遵守し、同意・確認事項に同意します。

１被害を受けた方	別添「犯罪被害に関する申立書」のとおり			
２対象要件	（被害の状況） 別添「犯罪被害に関する申立書」のとおり			
	（居住が困難な理由） ☐ 住居又はその付近において被害を受けたため ☐ 二次被害又は再被害を受けた若しくは受けるおそれがあるため ☐ 犯罪行為による傷害、後遺障害、家族構成員の死亡等のため			
３申請内容	転居前の住居			
	転居後の住居	☐申請者欄と同じ		
		☐その他（　　）		
	転居日	年　　月　　日		
	申請額	円		
４振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通　・　当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

５添付書類	被害者の場合	□　申請者が、犯罪被害を受けた当時において、市民であったことを確認することができる書類 □　傷害罪に該当する犯罪行為による被害を受けた場合は、負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師の診断書その他これに類する書類 □　転居に際して当該運送業者等が作成した見積書（その内訳書を含む。）及び領収書 □　転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類 □　その他市長が必要と認める書類
	遺族の場合	□　犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時において、申請者が、市民であったこと及び犯罪被害者と同居していたことを確認することができる書類 □　犯罪被害者の死亡診断書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を確認することができる書類の写し □　申請者と犯罪被害者との続柄を証明する書類 □　転居に際して当該運送業者等が作成した見積書（その内訳書を含む。）及び領収書 □　転居前及び転居後の住居それぞれの住所を確認することができる書類 □　その他市長が必要と認める書類
□ 上記添付書類の省略のため、三豊市が保有する個人情報の利用（住民票、戸籍等の関係書類に関する調査）に同意します。		
６助成の制限等についての確認	他の公的な機関による転居費用の助成等	□ 受けていない　□　受けている（機関：　　）
	加害者との関係	□ 親族でない　□　親族である（続柄：　　）
	被害者又は遺族	□　被害者又は遺族は、犯罪を誘発するような行為その他の責めに帰すべき行為を行っていない。 □　被害者及び遺族は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者ではない。
□　提供する個人情報は、三豊市犯罪被害者等転居費用助成金の交付の目的の範囲内において、警察等の関係機関への照会等に利用されることに同意します。 □　三豊市犯罪被害者等転居費用助成金の交付に係る申請内容に虚偽がないことを認め、当該助成金の交付後に交付を受ける資格がないと判明した場合、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと市長が認めた場合には、助成金を市に返還することに同意します。		

様式第2号(第6条関係)

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）三豊市長

犯罪被害に関する申立書

申立者　住所

氏名　　㊞

電話番号

被害者からみた続柄（　　）

私は、犯罪被害の発生状況等、当該助成金の交付の申請に関し必要な事項について、警察へ確認すること及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況（送検の確認、処理状況等）を調査・確認することに同意します。

被害の概要

被害者の氏名（ふりがな）			
被害者の生年月日	年　月　日		
被害者の住所（被害時）			
被害届の提出	有　・　無	被害届提出日	年　月　日
被害届の受理番号等※分かる方のみ		届出警察署	警察署
被害を受けた日	年　月　日		
対象となる罪	□殺人　□強盗致死傷　□強盗・不同意性交等及び致死傷 □不同意性交等　□不同意わいせつ □監護者わいせつ・性交等　□不同意わいせつ等致死傷 □略取及び誘拐　□人身売買　□逮捕及び監禁 □逮捕等致死傷　□傷害致死　□傷害（全治１か月以上） □その他（　　）		
加害者	□加害者不明　□親族でない □親族である（被害者からみた続柄：　　）		
被害を受けた場所			
備考			

様式第3号(第9条関係)

様式第３号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

三豊市長　　印

三豊市犯罪被害者等転居費用助成金交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった三豊市犯罪被害者等転居費用助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

１　転居費用について助成します。
助成金額　　円
振込予定日　この通知書の発送の日からおおむね４週間後

２　転居費用について助成しません。
理由